

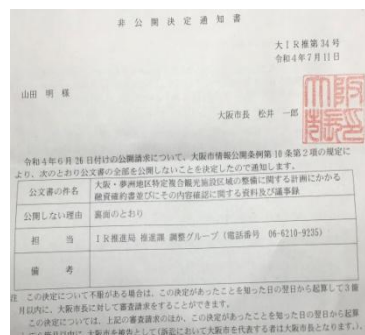
情報公開請求「初の非公開判定」

大阪 IR カジノ誘致に関して、大阪市に何回も情報公開請求して資料を手に入れて、レポートや論文などで活用してきた。不十分な資料ではあるが、IR カジノ会社と大阪府・大阪市との「やりとり」の一端が見えてきた。

6月26日に次のように公文書を請求した。「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)18ページに「コミットメントレターを取得している」とありますが、その写しと関連資料すべてを請求します。

日本を代表する大手銀行から、コミットメントレターをもらっているのに、松井一郎大阪市長は市議会などで、大阪 IR 計画は資金面でも大丈夫だと説明してきた。では、コミットメントレターなるものは、どのようなものなのか。それを知りたいと考えて、多忙のなかで請求することにした。公開請求しないで「後悔」しないために。

7月11日付で写真の「非公開決定通知書」が届いた。情報公開請求してから初めてのことだ。通知書裏に公開しない理由が4点にわたり書かれている。大阪市情報公開条例第7条2号に該当（説明）当該公文書に記載された法人等の印影は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書きにも該当しないため。



当該公文書は、IR 事業への融資に係る金融機関の意思表明・確約、融資条件、コミットメントの有効期限等を内容としている。これらの情報は、IR 事業の事業戦略上、極めて重要かつ秘匿性の高い資金計画に関する情報であり、今後の事業運営に関わる法人等の経営上の情報であって、これらを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれがあり、かつ同号ただし書きにも該当しないため。

このほか同条第3、第4、第5号に該当し、これらの情報は公にしないとの条件で法人等から任意に提供された、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす、本市の競争上の地位を害する、特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼす、IR 関係事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、などとしている。

どうも納得できないので、「非公開決定」の処分に対する不服申し立ての審査請求を15日に市役所で行った。審査請求の結果は、多くの請求があるので、かなり先になるようだ。初めて審査請求を行ったが、行政手続きについて学ぶことも多かった。

(2022年7月19日)